

市立高教組ニュース

第 1 号 R3(2021)年 6月30日(水) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 鶴 順二

人事評価(業績評価)を反映した初の一時金支給

人事評価制度とは

地方公務員法の一部改正により、全ての公務員は人事評価の対象となり、その評価結果を給料に反映するという制度です。今年度4月から3月までの評価結果を例にとると以下のような反映になります。

<能力評価>

令和3年4月～令和4年3月までの評価結果を令和5年1月の定期昇給から反映させることとなります。昇給号俸数については下の表の通りです。能力評価については昨年度から運用開始となっていて、令和2年4月～令和3年3月までの評価結果を令和4年1月の定期昇給に反映させることとなります。

<業績評価>

令和3年4月～令和4年3月までの評価結果を令和4年6月、12月の勤勉手当に反映させることとなります。成績率については下の表の通りです。実は業績評価については、行政職への反映開始と同時期(一昨年度＝令和元年度)に始まっています。ところがルールを決めないまま見切り発車の形での運用開始となったため、市教委はその責任を認め、昨年度(令和2年度)の6月及び12月の勤勉手当への反映は行わず、**一律0.015月を加算した0.965の掛け率で均等分配**しました。本日支給される勤勉手当については、令和2年度末の業績評価が反映された成績率になっています。

今年度6月、12月の勤勉手当の計算式については以下の通りです。

$$\text{＜基礎額＞ } B = (\text{①} \sim \text{④の計}) + (\text{①} \sim \text{④の計}) \times \text{傾斜配分}(0.05 \text{ or } 0.1)$$

$$C = (\text{①} + \text{②} + \text{④}) + (\text{①} + \text{②} + \text{④}) \times \text{傾斜配分}(0.05 \text{ or } 0.1)$$

$$6 \text{ 月 期末手当 } B \times 1.275 \times \text{期間率}(6 \text{ ヶ月以上 } 1)$$

$$\text{勤勉手当 } C \times (0.95 + \text{成績率}) \times \text{期間率}(6 \text{ ヶ月以上 } 1)$$

$$1 \text{ 2 月 期末手当 } B \times 1.275 \times \text{期間率}(6 \text{ ヶ月以上 } 1)$$

$$\text{勤勉手当 } C \times (0.95 + \text{成績率}) \times \text{期間率}(6 \text{ ヶ月以上 } 1)$$

①給料②教職調整額③扶養手当④地域手当
・人事評価制度導入前は、勤勉手当の基礎額に③扶養手当が入っていましたが、新制度では除かれて実質、勤勉手当の削減につながりました。
・傾斜配分(役職者加算率)は、教諭では勤続10年以上で5%、勤続26年以上で10%となっています。

1. 能力評価の結果に基づく昇給号俸数について

毎年1月に行う昇給の号俸数の決定に際しては、下表の通り、能力評価の結果に応じて一定の号俸数を標準の昇給号俸数(55歳以下4号俸、55歳超0号俸)に加算または減算する。

職員区分	特に良好			良好(標準) B	やや良好でない C	良好でない D
	長期良好	上位評価				
		S	A			
55歳以下	+2号以下	+4号	+2号	+4号	-2号	-4号
55歳超	+2号以下	+4号	+2号	昇給なし		

※ 上位評価は1割以内。

※ 長期良好は累積評価点による。毎年度、S、A、Bの評価となった場合、評価点として1点が付与される。その累積点が、**6・10・14・18・22・26・30点** となった場合に「長期良好」区分を適用し、+2号俸とする。令和2年度末時点での勤続年数が最初の累積評価点となる。

※ **標準昇給号俸数**に各区分の号俸数が増減される。

2. 業績評価について

成績率(傾斜配分率)については、次の通り。

業績評価	成績率	分布率の制限
上位	+0.06月	25%
標準	標準成績率	
C	-0.04月	なし
D	-0.06月	

***新制度移行に伴う個別の累積評価点については、各校の分会長まで問い合わせください。**

—— 夏期錬成休暇取得期間 1ヶ月延長に ——

夏期錬成休暇については、管理職や再任用職員なども含めて、毎年交渉の結果、日数が決まることになっています。本年度は、コロナ禍であることを考慮して例年より1ヶ月期間を延長して、11月末まで取得が可能になりました。